

徳島大学蔵本地区の学生の皆さんへ

医学部長・医学研究科長  
歯学部長・口腔科学研究科長  
薬学部長・薬学研究科長  
医科栄養学研究科長  
保健科学研究科長

### 蔵本地区における学生の感染症に対する対応について

蔵本地区は各学部・大学院の教育研究棟と大学病院が近接している。このため、患者等への感染拡大の防止を目的として、学生は感染症に対して下記の対応を取ること。病院実習生等や徳島大学病院エリアに立ち入る者は、外来・入院患者、高齢者等の免疫力低下が考えられる者、あるいは乳幼児（抗体陰性等、免疫力が弱い）との接触の可能性があるため、特に注意すること。

学生は、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校において予防すべき感染症（別紙1）を発症した場合（疑いを含む）、あるいは、38度以上の発熱がある場合は、各学部等の担当係へ連絡が必要であり、下記1の1）、2の5）（1）を参照すること。

病院実習生は、徳島大学病院感染制御部への緊急連絡が必要な場合があるため、下記2の6）を確認しておくこと。

#### （注1）新型コロナウイルス感染症は学校感染症第二種としての対応が必要。

（注2）病院実習生の注意事項は下記に★マークで記載する。

（注3）学外医療機関で実習を行っている場合は、実習先の規定・指示に従うこと。

#### 【定義】

- 学生：学部学生及び大学院生（ただし、徳島大学病院で業務を行う社会人大学院生は、徳島大学病院の規定に従う）
- 病院実習生等：徳島大学病院等の診療現場で実習や学位研究を行っている者。学部エリアで徳島大学病院の医療従事者から実習や学位研究の直接指導を受けている者を含む。
- 新型コロナウイルス感染症検査：PCR あるいは抗原（定量・定性）検査、抗原定性検査キット（厚生労働省が性能を確認して承認した「第1類医薬品」や「体外診断用医薬品」と表示されているもの）を意味する。
- 徳島大学病院エリア：外来診療棟、中央診療棟、東病棟、西病棟、西外来診療棟、災害・感染症トリアージ棟、SPDセンター棟、サイクロトロン棟
- 解熱：解熱剤を使用せず24時間以上平常時の体温に戻ることに

記

## 1. 学校において予防すべき感染症（別紙1）を発症した場合の対応（診断確定前で、38度以上の発熱の場合や可能性がある場合を含む）

1) 学生から大学への連絡：学生は所属する各学部等の担当係（下記）へ事前に通知されている方法（Formsや電話等）ですみやかに連絡・相談し、原則として2）に従い、欠席あるいは自宅待機等の対応指示を受ける。

★病院実習生は当該実習責任者にも、すみやかに電話で連絡・相談する。

- ・医学部学生、医学・医科栄養学・保健科学大学院生：学務課学生係（088-633-7982、7030）
- ・歯学部学生、口腔科学大学院生：歯学部学務係（088-633-7310）
- ・薬学部学生、薬学大学院生：薬学部学務係（088-633-7247）

（注1）発熱、咳、咽頭痛、鼻水、倦怠感、下痢、嘔吐、皮疹・水疱、結膜充血、頭痛等の症状がある場合は、別紙1の疾患である可能性があるため医療機関を受診すること。

（注2）帯状疱疹では、空気感染を起こすことがあるため、病変部が露出していなくても、免疫力低下が考えられる者や乳幼児等との接触の可能性がある実習は控えること。初期診断が困難な場合が多いため、体幹部等に水疱が出現した場合は、帯状疱疹の可能性を考え、医療機関を受診し、指導教員に相談すること。

（注3）別紙1の疾患（可能性を含む）の場合は、徳島大学病院感染制御部に相談すること。接触者の検査やその予防内服が必要になる場合がある（免疫力が低下している患者や乳幼児との接触の場合等）。

2) 出席停止期間（別紙1のとおり）：

- （1）一般には学校保健安全法による出席停止期間に従う。
- （2）「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。
- （3）★病院実習生は徳島大学病院スタッフマニュアルの発症者の就業制限期間の規定に準じて別紙1のとおりとする。

## 2. インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に対する対応

1) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症感染に関しては次の一般的注意を遵守する。

- （1）教育研究活動等においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、徳島大学病院エリアに立ち入る場合や混み合った場所では不織布マスクを常時着用すること。
- （2）インフルエンザ、又は新型コロナウイルス感染症感染の有無に関わらず、ごく軽微な発熱、咳、咽頭痛、鼻水のみの場合であっても、症状がわずかでもあれば常時必ず不織布マスクを着用する。
- （3）うがい、手洗い、咳エチケットを励行する。人混みを避ける。
- （4）症状のある人に近寄らない。

2) インフルエンザ感染者と濃厚接触した場合、新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触した場合、同居人が新型コロナウイルス感染症陽性となった場合

### ■インフルエンザ感染者との濃厚接触の定義

症状出現前日から発病後5日目までに、感染者と次の①かつ②に該当する接触があった場合

- ①双方がマスク無し
- ②約2メートル以内の距離（目安：双方が手を伸ばせば 触れる距離）  
（注）接触時間を問わない）

### ■新型コロナウイルス感染者との濃厚接触の定義

感染者（陽性者）が有症状の場合は、発熱あるいは症状が出現した日、無症状の場合は検体を採取した日の2日前から、感染者（陽性者）と①～③すべてに該当する接触があった場合

- ①双方マスクなし、又はいずれか一方がマスクなし。
- ②約1メートル以内の距離（目安：手を伸ばせば 触れる距離）。
- ③会話を伴う15分以上の接触。

（注1）マスクから鼻が露出している場合は「マスクなし」として扱う。

（注2）十分な換気ができている場合も該当する。

- (1) 接触後5日間は、常に不織布マスクを着用し、他者との濃厚接触を避け、咳エチケット励行、毎日繰り返し体温を測定する等、感染拡大防止と体調チェックに特に努める。
- (2) ★病院実習生は、実習責任者と相談し、マスクを装着していても患者と接触しない等対応を行う（医療面接や診察を行わない、接触を避ける）。

3) 発熱、咳、咽頭痛、鼻水、倦怠感、下痢、嘔吐等のインフルエンザ感染症、あるいは、倦怠感、喉の痛み、咳、鼻水、平熱より高めの発熱、消化器症状、嗅覚味覚異常等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合

- (1) 発症後5日間は他者との濃厚接触を避ける。
- (2) 医療機関を受診し、診断を受けることを推奨する。
- (3) 38度以上の場合、インフルエンザ検査陰性、新型コロナウイルス感染症検査陰性であっても、インフルエンザと同様の対応とする。各学部等の担当係に事前に通知されている方法（Formsや電話等）で連絡して、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。  
（注1）医療機関により新型コロナウイルス感染症や別疾患（例 マイコプラズマ感染症や百日咳等）と診断された場合はそれぞれの疾患としての対応をとる。  
（注2）体温には日内変動があるため、発熱した翌朝の体温が平熱であっても解熱したと判断しない。

4) ★病院実習生にインフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合

- (1) 発熱の有無にかかわらず医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症検査を受ける。  
（注）新型コロナウイルス感染症検査に関しては、抗原定性検査キットによる自己検査でも可とする。ただし、厚生労働省が性能を確認して承認したキット（「第1類医薬品」や「体外診断用医薬品」と表示されているキット）に限る。研究用キットでの検査では判断しない。  
（注）インフルエンザ検査の実施は受診した医療機関の判断による。
- (2) 程度や診断確定の有無によらず、実習責任者に電話で相談し、欠席・自宅待機等の指示を受ける。
- (3) インフルエンザ検査で陽性の場合にはインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症検査陽性の場合には新型コロナウイルス感染症として、次の5)、6)のとおりに対応する（いずれか一方の検査が未実施の場合を含む）。
- (4) 新型コロナウイルス感染症検査で陰性を確認するまで（検査未実施を含む）、新型コロナウイルス

感染症と同様の対応とする（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで実習に参加しない）

(5) 「インフルエンザ検査陰性かつ新型コロナウイルス感染症検査陰性の場合」、「インフルエンザ検査未実施かつ新型コロナウイルス感染症検査陰性の場合」は次のとおりとする。

- ・ **37.5度以上38度未満（平熱よりも0.5度程度高い場合を含む）**：解熱および症状消失後2日を経過するまでは実習に参加しない。
- ・ **38度以上**：発症した後5日を経過し、かつ**症状が消失**し、解熱した後2日を経過するまで実習に参加しない（インフルエンザと同様の対応）。

5) インフルエンザあるいは新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（疑いを含む）

(1) 学生は各学部等の担当係に事前に通知されている方法（Formsや電話等）で連絡する。その際に**症状出現2日前から発病後5日目までに**多数と濃厚接触した場合はその旨を伝える。

(2) 学生は濃厚接触した相手にインフルエンザ、または新型コロナウイルス感染症罹患について連絡し、上記2)の対応を取るよう依頼する。

(3) 病院実習参加停止期間及び出席停止期間は、**別紙1**の規定に従うこと。

(注) インフルエンザの場合、病院実習参加停止期間の条件に「症状消失後2日間」が加わっていることに注意。

★新型コロナウイルス感染症に罹患した病院実習生は、実習参加停止期間・出席停止期間があけても、発症後10日目までは濃厚接触の定義の構成要件のいずれにも該当しない万全な感染対策をとり実習を行うこと。

6) ★病院実習生に関する徳島大学病院**感染制御部への緊急連絡について**

★徳島大学病院で実習を行っている病院実習生等は、**次の①～④のいずれかに該当し、かつ、徳島大学病院の患者や医療従事者と濃厚接触がある場合（濃厚接触の可能性のある場合を含む）**は、速やかな対応が必要であるため、各学部等の担当係へ電話で至急連絡すること。

①新型コロナウイルス感染症検査が陽性の場合

②新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴があり、かつ、症状（倦怠感、喉の痛み、咳、鼻水、平熱より高めの発熱、消化器症状、嗅覚味覚異常等）がある場合（※新型コロナウイルス感染症検査が陰性であっても該当する）

③インフルエンザ検査陽性の場合

④インフルエンザ感染者との濃厚接触歴があり、かつ症状（発熱、咳、咽頭痛、鼻水、倦怠感、下痢、嘔吐等）がある場合（※インフルエンザ検査が陰性であっても該当する）

(注1) 平日は、各学部等の担当係へ電話で至急連絡すること。（※連絡を受けた各学部等の担当係は、速やかに徳島大学病院感染制御部へ連絡すること。）

(注2) 時間外・土日・祝日等で各学部等の担当係へ連絡が取れない場合は、学生は感染制御部長もしくは副部長に電話で至急連絡すること（土日・祝日、夜間でも連絡すること）。

(注3) 感染制御部長もしくは副部長の連絡先は、各学部等の担当係から事前に通知を受け、電話番号は個人情報として取り扱いに注意すること。

### 3. 病院実習生が麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎（ムンプス）発症者と濃厚接触した場合の対応

1) 当該疾患についての抗体価が不明な場合は医療機関を受診し、すみやかにその抗体価を検査する。  
\* ワクチンを接種していても抗体陽性化率は100%ではないため、抗体価を測定していない場合は、抗体陰性者と同様に扱う。

2) 抗体価が判明するまで、及び抗体陰性の場合、潜伏期間と感染期間を考慮して、感染性を持つ可能性がある期間については、当該学生は次の対応を行う。

- (1) 常時、不織布マスクを着用する。
- (2) 免疫不全患者との接触を特に避ける（医療面接や身体診察等を行わない）。
- (3) 体調管理に特に留意し、症状出現時は最寄りの医療機関を受診し、発症時にはすぐに所属する学科の教務を所掌する部署に連絡する。

注) 感染性を持つ可能性がある期間は次のとおりとする

麻疹	初回暴露 5 日～最終暴露 21 日
水痘	初回暴露 10 日～最終暴露 21 日
風疹	初回暴露 7 日～最終暴露 21 日
流行性耳下腺炎（ムンプス）	初回暴露 12 日～最終暴露 21 日

3) 麻疹及び水痘については、医療機関を受診し、暴露早期の発症予防について、専門医の判断を受けることを当該学生に推奨する（次を参考とすること）。

- (1) 麻疹は 72 時間以内のワクチン接種（ただし免疫不全者、妊婦には禁忌）または 6 日以内のグロブリン投与が発症予防に有効とされている。
- (2) 水痘は 120 時間以内のワクチン接種（ただし免疫不全者、妊婦には禁忌）、96 時間以内のグロブリン投与、暴露後 10 日からアシクロビルの内服が発症予防に有効とされている。

### 4. ★病院実習生に関する附記事項

1) 口唇ヘルペス（単純ヘルペス）

病院実習責任者への連絡・相談を行い、痂皮形成終了するまで、手指衛生の徹底とマスク着用（病変部の露出を避ける）を行うことで、原則として臨床実習参加は可とする。

2) マイコプラズマ感染症

原則として抗菌薬内服後症状改善し、校医または最寄りの医療機関より実習許可が出てから実習再開とする。特に発熱や激しい咳がある場合は、病院実習への参加を控える。

3) ノロウイルス

症状が持続している間は実習に参加しない。症状消失後も 1 か月程度は便からウイルスが排出されるためその期間は、特に流水と石けんによる手指衛生を徹底する。

### 5. 徳島大学病院エリアへの立ち入り、並びに、飲食店、売店、郵便局、ATM、自動販売機コーナーの利用について（すべての学生対象）

1) 学生に制限は設けないが、患者と接触する可能性があるため、感染対策を徹底すること。

- 2) 発熱や体調不良時は、受診以外では立ち入らないこと。
- 3) 飲食中の会話は控えること。
- 4) 外来棟の椅子やソファは患者専用のため使用しないこと。

## 6. 海外渡航からの帰国後の徳島大学病院における感染症対応について

- 1) 厚生労働省、外務省の渡航情報等から、1類感染症（エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等）や新たな新興再興感染症等の感染リスクがある地域へ渡航し、帰国後3週間以内に徳島大学病院で実習（見学型実習や病院エリアで行われる研究室配属や卒業研究等を含む）を履修する予定がある学生については、これらの感染症患者への接触、発症の有無に関わらず、徳島大学病院での実習を制限する可能性がある。海外渡航時は、次のサイト等にて感染症や安全に関する情報収集を行い、事故健康管理や安全対策に努める。

- ・厚生労働書検疫所「FORTH」：<https://www.forth.go.jp/>
- ・外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・Fitfortravel：<https://www.fitfortravel.nhs.uk/home.aspx>

- 2) 徳島大学病院での実習制限については感染制御部が判断し、実習制限が必要な場合は、当該学部に報告する。よって、海外渡航より帰国後3週間以内に徳島大学病院で実習を履修する予定がある学生については、その渡航先に関わらず、次の情報を各学部が事前に感染制御部へ連絡し、判断を仰ぐ。海外渡航する学生は、所属学部の規定に従って、担当部署に次の情報を渡航前に報告すること。

- ・氏名
- ・学部学科
- ・渡航先、期間
- ・帰国後に予定している実習内容等

- 3) 海外渡航から帰国後は健康状態を自己管理し、問題があれば、速やかに実習を中止し、医療機関を受診すること。

## 7. ワクチン接種について

B型肝炎・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎はワクチン接種により予防することが可能である。これらの疾患の抗体価が陰性あるいは基準未満の場合には臨床実習までにワクチン接種を受けることを推奨する。少なくとも自身が免疫を獲得していない疾患については、ワクチン接種によって免疫を獲得しておく必要がある。また、インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルス感染症ワクチンは定期的に接種する必要がある。ただし、アレルギーや特別な事情がある場合はこの限りではない。

徳島大学病院での実習を履修する学生へのワクチン対応については、徳島大学病院からの要請に基づいて原則として次のとおりとする。

- ★病院実習生は、インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種を受けることを推奨する。
- ★病院実習を開始するまでに麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎（ムンプス）の抗体価を検査し、抗

体陰性の場合は、臨床実習開始までにワクチン接種を推奨する。

- 1) 「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版—環境感染学会—」に則り運用する。
- 2) 徳島大学病院指定の調査票（徳島大学病院での実習及び研修生の抗体調査票）に、抗体価やワクチン接種歴等の必要事項を記載して、所属学部担当部署を通して徳島大学病院に提出する。その際に学生は徳島大学病院が作成した「実習中の感染対策の手引き」を通読し、十分理解しておくこと。
- 3) 抗体価測定結果及びワクチン接種を証明できる書類については、針刺し等の発生により感染対策上必要になった場合に、徳島大学病院感染制御部が確認する場合があるため、学生個人と所属学部担当部署とで保管する。大学での集団接種以外でワクチンを接種した場合は、速やかに接種証明書を所属学部担当部署へ提出すること。

#### 4) B型肝炎のワクチン接種について

B型肝炎は実習中の針刺しや粘膜暴露、血液が付着した環境表面からわずかな傷を介して感染する可能性がある。

- (1) ワクチンは、0、1、6か月後の3回接種（1クール）を行う。
- (2) HBs抗体価については、CLIA法等精密測定（mIU/mL）で抗体測定を行う。
- (3) 1クルールのワクチン接種の1～2ヶ月後に抗体価の再検査を行い陰性（10 mIU/mL以下）であった場合には、1クール追加接種を推奨する。その後に抗体価の確認を行い、10 mIU/mL以上であれば免疫獲得として終了。
- (4) 2クール接種を行っても抗体の陽性化が見られなかった場合には、ワクチン不応者として血液体液暴露に際しては厳重な対応と経過観察を行う。

#### 5) 麻疹、風疹、水痘、ムンプス（流行性耳下腺炎）のワクチン接種について

市中での流行時などに、知らない間に感染し、症状のない潜伏期間中に学生同士や患者へ疾患を移す可能性がある。

- (1) 徳島大学病院が作成した「実習における健康管理のための麻疹、風疹、水痘、ムンプスワクチン接種の注意点」に従って行う。
- (2) 麻疹、風疹、水痘、ムンプス（流行性耳下腺炎）の抗体価は、EIA法（IgG）で測定する。
- (3) 麻疹、風疹、水痘、ムンプスのワクチン接種の基準
  - ・表を参照し、ワクチン接種が必要な場合は接種を推奨する。

	あと2回の予防接種が必要	あと1回の予防接種が必要	今すぐの予防接種は不要
麻疹	IA法（IgG）2.0未満	IA法（IgG）2.0以上16.0未満	IA法（IgG）16.0以上
風疹	IA法（IgG）(A)2.0未満 IA法（IgG）(B)△A0.100未満 ※：陰性	IA法（IgG）(A)2.0以上8.0未満 IA法（IgG）(B)30 IU/mL未満	IA法（IgG）(A)8.0以上 IA法（IgG）(B)30 IU/mL以上
水痘	IA法（IgG）2.0未満	IA法（IgG）2.0以上4.0未満	IA法（IgG）4.0以上
ムンプス	IA法（IgG）2.0未満	IA法（IgG）2.0以上4.0未満	IA法（IgG）4.0以上

※△Aは、ペア穴の吸光度の差（陰性の場合、国際単位への変換は未実施）

A：デンカ生研株式会社（ウイルス抗体EIA「生研」ルベラ IgG）なお、6.0未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能。

B：シーメンスヘルスケアダイアグノスティックス（エンザイグノストB風疹/IgG）なお、15 IU/mL未満の場合は第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能。

\*第5期定期接種は、2019年～2022年3月までの期間限定で、対象は昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性。

（注）詳細については「一般社団法人日本環境感染学会医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版」を参照すること



## 別紙 1

1) 学校において予防すべき感染症の第一種感染症については、次のとおりとする。

病院実習参加停止期間、学生の出席停止期間：治癒するまで

(注) 第一種感染症： エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、中東呼吸器症候群

2) 第二種及び流行性角結膜炎については、次のとおりとする。

	感染症	病院実習参加停止期間	学生の出席停止期間
1	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ を除く)	発症した後5日を経過し、かつ症状が消失し、解熱した後2日を経過するまで。 *「発症」とは発熱を目安とする。 *「症状消失」が条件に加わっている点に注意	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。 *「発症」とは発熱を目安とする。
2	麻疹	発疹が出現後4日後まで。	解熱した後3日を経過するまで。
3	風疹	発疹出現後7日後まで。	発疹が消失するまで。
4	流行性耳下腺炎 (ムンプス)	耳下腺腫脹9日後まで。	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
5	水痘・带状疱疹 *いずれの場合も <b>病変部の露出を避ける</b> こと。	水疱痂皮化形成終了まで（ <b>水痘、带状疱疹とも</b> ）。	すべての発疹が痂皮化するまで（水痘のみ）。
6	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
7	百日咳	内服開始から7日間。	特有の咳が消失する、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで。
8	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
9	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後24時間を経過するまで。 *「発症」とは症状出現時を目安とする（インフルエンザと異なり発熱が無い場合もある）。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後24時間を経過するまで。 *「発症」とは症状出現時を目安とする（インフルエンザと異なり発熱が無い場合もある）。
10	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
11	流行性角結膜炎 (EKC)	発症後2週間。	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3) 第三種感染症については、次のとおりとする。ただし、流行性角結膜炎は上記2) のとおりとする。

臨床実習参加停止期間：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

学生の出席停止期間：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(注) 第三種感染症： コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎